

# 遠隔授業やICTを活用した授業内容・授業方法の進展に伴う 質保証の在り方について（論点）

## 参考資料4

（第9回中央教育審議会大学分科会質保証システム部会  
（令和3年7月7日）資料2）

教育再生実行会議第12次提言では「国や大学等は、遠隔・オンライン教育がどのような属性の学生に対してどのような効果があるのか、どのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせの在り方はどのようなものかなどについて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえながら検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を速やかに検討する」と指摘されているが、どのような方策が考えられるか。

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、通学制の大学でもオンラインを活用した遠隔授業が広まった（令和2年度後期に履修した授業のうち、オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した学生は、全体の6割）。
- 文部科学省の調査（※）では、学生の全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合の方が多いが、理解のしにくさや、人との関わりがないことなど教育の質に関わる課題等により不満を持つ学生も少なくない。（※）「新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査」（令和3年5月公表）
- ✓ 遠隔授業と面接授業の効果をどのように評価し、比較・検証するか（例：学生アンケート、教員アンケート等による評価、単位修得状況、成績評価）。効果検証にあたり、学年や授業形態、学問分野、成績評価方法等の違いをどのように扱うか。
- ✓ 遠隔授業が効果を有する学生の属性、授業形態や、面接授業との効果的な組み合わせの在り方について検証・評価するためには、どのような方策が考えられるか。
- ✓ 各大学での効果検証の状況を踏まえた、国としての効果検証の進め方をどのように考えるか。
- ✓ 遠隔教育の単位修得の柔軟化の検討を行うにあたり、必要なエビデンス、考慮すべき要素としてどのようなものがあるか。
- ✓ 上記検討を踏まえた質保証システムの各機能をどのように考えるか。

(P19)

## 2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

### (1) ニューノーマルにおける高等教育の姿

(略)

…多くの大学等においては、遠隔・オンライン教育の取組は緒に就いたばかりであり、試行錯誤しながら改善を図っている段階にある点です。遠隔・オンライン教育で質の高い授業を行うためには人手がかかるとの意見もありますが、その効果を評価するためには、他の条件（教員、科目、学年等）を一定にした上で、面接授業の効果と比較をする必要があります。海外では、例えば、遠隔・オンライン教育は学生の属性（学力、学年等）によって効果が異なるとする研究結果があるなど一定の研究が行われていますが、我が国ではそのような研究は極めて乏しいのが現状です。遠隔・オンライン教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものかなどについて、教育実践の検証や評価を通じて、知見を蓄積していくことが重要です。

(P20)

### ① 遠隔・オンライン教育の推進

(略)

また、コロナ後の新しい学修スタイルの実現に向けて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえて遠隔・オンライン教育の検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を検討するとともに、大学設置基準や設置認可制度、認証評価制度など、その質保証システムの在り方についても、18歳人口が減少する中での高等教育の果たす役割を踏まえ、多様で質の高い学びを支える観点から、見直しに向けて検討を進めることが必要です。

(P21)

- 国は、遠隔・オンライン教育の単位数上限 60 単位算定の考え方の明確化を図り、周知する。また、国や大学等は、遠隔・オンライン教育がどのような属性の学生に対してどのような効果があるのか、どのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせの在り方はどのようなものかなどについて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえながら検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を速やかに検討する。
- 国は、ニューノーマルにおける大学等の姿を実現するための仕組みを構築する観点から、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化の検討と併せて、通学制と通信制の区分を含めた大学設置基準の在り方や設置認可制度、認証評価制度の見直しなど、時代に即した質保証システムの在り方について見直しに向けた検討を速やかに行う。その際、教育施設の在り方についても、大学教育の質保証の観点も踏まえて検討する。